

令和6年度与論町デジタルマーケティング事業

特記仕様書

1. 事業名

令和6年度与論町デジタルマーケティング事業

2. 事業目的

本業務では、冬場（「※11月～2月までの期間」を指す。以下「オフシーズン」という。）を含めたヨロン島への誘客促進に向け、与論町公式Youtubeチャンネルに公開している動画を活用したデジタルマーケティングを行い、主にオフシーズンにおけるヨロン島の認知拡大や来島意欲向上を図ることを目的とする。

※観光目的では与論島のことを、カタカナ表記で「ヨロン島」としています。

3. 契約期間

契約締結の日から令和7年3月7日まで

4. 実施業務

(1) デジタルマーケティング業務

- ア 与論町公式Youtubeチャンネルに公開している動画について、YouTube等の動画広告（「※TrueViewインストリーム広告・ディスカバリー広告」等を指す。以下「YouTube広告等」という。）及びSNSの動画広告（「※Facebook広告・Instagram広告」等を指す。以下「SNS広告」という）を行うこと。
- イ その他、プロモーション方法の効果的な施策などがあれば企画提案し、与論町と協議のうえ実施の可否を決定する。

(2) 上記(1)、(2)の実施に基づく効果測定・検証及び報告業務

- ア 業務状況をモニタリングし、スピード感を持って的確に対応すること。
- イ 発展性を持って業務の効果検証を実施し、今後の改善策の提案を行うこと。

5. 委託内容

(1) デジタルマーケティング業務

① 基本的な業務内容

- ア 与論町公式Youtubeチャンネル「Yoron Island Japan」に公開している動画を活用したYoutube広告等及びSNS広告を配信し、認知拡大やフォロワー増を図ること。なお、Youtube広告等及びSNS広告の配信には下記1本の動画を必ず使用すること。

○【ヨロン島】寒い時でも、あたたかい島（オフシーズンプロモーション動画）

2024年3月7日公開

- イ 上記アのYouTube広告等の配信費用は特に定めないが、SNS広告の配信費用は、100万円（税抜）を下限とする。
- ウ 上記アの動画を活用する際には、本町にて蓄積している「リマーケティングリスト」の顧客等の潜在的な旅行者や下記のターゲットを意識してYouTube広告等及びSNS広告を効果

的に配信すること。

(ターゲット) 大都市在住の30代女性、日頃の疲れをゆっくりと癒したい。

- エ ヨロン島観光ガイドHP (<http://www.yorontou.info/>) や観光協会SNSなどに直接誘導するような施策も企画提案すること。
- オ その他、YouTube広告等及びSNS広告以外での動画を活用したプロモーション方法があれば企画提案し、与論町と協議のうえ実施の可否を決定する。

②配信時期

配信時期については、本町と協議のうえ決定すること。

③目標KPI等

本町から目標KPIの設定は行わないが、事業者においてKPIを設定し、企画提案書に盛り込むこと。

④配信対象地域・ターゲット層

国内及びリマーケティングリストのみとし、効果的な配信地域及び動画と相性の良い属性の絞り込みを提案すること。

(2) 効果測定・検証及び報告業務

- ア 本業務について広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、地域、特性等）等分析数値等を、本町の求めに応じて報告すること。また、その結果に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を本町と協議し実施すること。
- イ 広告配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を提出すること。また、来年度の推奨ターゲットについても報告書において提案すること。
- ウ ただ動画を見せるだけでなく、実際にヨロン島観光ガイドHP等に誘導できたかも分析できること。

(3) 留意事項

- ア 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、本町と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- イ 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- ウ 成果品については、第三者が有する知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- エ 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(4) その他

- ア 業務に係る設計、運用、分析、広告配信等の一切の経費は、全て委託金額に含むこと。
- イ 見積書や請求書において、「デジタルマーケティング業務費」、「効果測定・検証費及び報告業務費」を別立てで計上し、積算すること。
- ウ 本事業の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、本町の承認を得ること。

6. 報告書の提出等

(1) 提出物

- ア 分析手法説明書、分析結果報告書
 - イ 実績報告書（A4版）紙媒体1部及びDVD-ROM 2枚
- ※編集可能な電子データについても提出すること。

(2) 提出期限 令和7年3月7日

7. 著作権の帰属

- ア 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て与論町に移転すること。
- イ 受託者は、与論町が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

8. 総括責任者

- ア 受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。
- イ また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

9. 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ア 「業務概要」の事業企画書
- イ 事業計画書及び実施工程表
- ウ その他与論町が業務確認に必要と認める書類

(2) 各業務完了後に速やかに提出するもの

- ア 完了届
- イ その他与論町が業務確認に必要と認める書類

10. その他

- ア 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは与論町と受託者が協議の上、定めることとする。